

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客様が被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意下さい。



被害額の補償範囲

	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失があった場合	お客様に故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

- ※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。
- ※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。
 - ①キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること
 - ②当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行なわれること
 - ③お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

お客様の重大な過失となりうる場合

- 1 他人に暗証番号を知らせた場合 ※
- 2 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- 3 他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
- 4 その他 ①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 - ※病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の過失となりうる場合

- 1 次の【1】または【2】に該当する場合
 - 【1】当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをこれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携帯・保管していた場合
 - 【2】暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携帯・保管していた場合
- 2 ①のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - 【1】暗証番号の管理
 - ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - 【2】キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
 - イ. 酔っ払いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- 3 その他 ①、②の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客様に故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

- ①被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかった場合
- ②お客様のご親族様などによる引出しの場合
- ③被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあった場合
- ④戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

時間 / 平日 9:00～17:00

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、令和2年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

主な取組み

①事業支援課を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組ましました。	②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。	③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先10件の申請を取り次ぎました。	④経営相談会を24カ店で実施しました。	⑤経営改善支援先を21先選定し、経営改善支援に取り組みました。
--	--	---	---------------------	---------------------------------

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

* 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。

* 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

経営相談について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様の幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を目指しています。

経営改善支援等の取組実績 (令和2年4月～令和3年3月)

	期初債務者数	うち経営改善支援取組先数	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	aのうち再生計画を策定している全ての先数	経営改善支援取組率	ランクアップ率	再生計画策定率
正常先	① 3,254	0	0	0	0	—	—	—
業 意 先	うちその他要注意先	② 1,406	16	0	12	1.1	0.0	81.2
	うち要管理先	③ 0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先	④ 325	5	0	5	4	1.5	0.0	80.0
実質破綻先	⑤ 97	0	0	0	0	—	—	—
破綻先	⑥ 17	0	0	0	0	—	—	—
小計(②～⑥の計)	1,845	21	0	17	17	1.1	0.0	80.9
合計	5,099	21	0	17	17	0.4	0.0	80.9

(注) 「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

創業・新事業支援融資実績 (令和2年4月～令和3年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
創業・新事業支援融資実績	66	496

中小企業再生支援協議会等の活用実績 (令和2年4月～令和3年3月 当金庫持込み分)

	先数
中小企業再生支援協議会	0
保証協会経営サポート会議	0

個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況 (令和2年4月～令和3年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
技術評価制度利用融資	0	0
財産・債権譲渡担保融資	0	0
財務制限条項活用融資	24	2,383